

平成 29 年 3 月 14 日

最低制限価格制度、低入札価格調査制度及び 総合評価落札方式の運用の一部変更について

浜松市財務部 調達課
技術監理課

本市発注の建設工事の入札制度について、平成 29 年度から下記のとおり変更いたしますのでお知らせします。

記

1 最低制限価格制度

(1) 算定式の変更

建設工事（浜松市低入札価格取扱要領第 3 条・第 4 条）

	改正前	改正後
①	直接工事費 × 0.95	直接工事費 × 0.95
②	共通仮設費 × 0.90	共通仮設費 × 0.90
③	現場管理費 × 0.90	現場管理費 × 0.90
④	一般管理費 × 0.55	一般管理費 × 0.55
算定式	[①～④の合計額（千円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額）× 0.95] <u>（千円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額）</u> × 1.08	①～④の合計額（千円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額） × 1.08

※予定価格の 7/10～9/10 の範囲で設定

(2) 適用日 平成 29 年 4 月 1 日以降に契約する案件から適用する。

※平成 29 年 3 月 24 日以降に公告、指名通知を行う案件が該当

2 低入札価格調査制度

(1) 技術者の配置

入札価格が調査基準比較価格（調査基準価格の税抜金額）を下回り、低入札価格調査を経て落札決定した場合、契約にあたり下記のとおり技術者の配置条件を加える。

ア 専任の監理（主任）技術者を配置が必要な工事

- ・専任の監理（主任）技術者に加え、同等の資格を持つ補助技術者の追加配置を求める。
- ・現場代理人、監理（主任）技術者、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ない。

イ 専任の監理（主任）技術者を配置が必要でない工事

- ・現場代理人を兼ねない監理（主任）技術者の配置を求める。

※ア・イ共に要件を満たした場合でも現場代理人の常駐義務緩和の対象としない。

(2) 適用日 平成29年4月1日以降に契約する案件から適用する。

※平成29年3月24日以降に公告、指名通知を行う案件が該当

3 総合評価落札方式

(1) 評価値算出方法の変更

入札価格が調査基準比較価格を下回った場合は、調査基準比較価格を評価値算定上の入札価格として評価値を算出する。

ア 入札価格 ≥ 調査基準比較価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点(標準点100点+評価項目毎の加算点の計)}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$$

イ 入札価格 < 調査基準比較価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点(標準点100点+評価項目毎の加算点の計)}}{\text{調査基準比較価格}} \times 10,000,000$$

(2) 評価項目の追加

ア 継続教育制度（CPD及びCPDS）の取組み状況（「企業の技術力」に関する項目）（試行）

- ・配置される主任（監理）技術者について、過去2か年度（平成28年度以降）のうち、任意の1年間において、建設系CPD協議会加盟団体のうち、推奨（目標）単位を設定している団体の継続教育の取組み状況を評価する（対象は、CPD及びCPDS）。※平成29年度試行分については、過去1か年度分（平成28年度）の推奨（目標）単位の取得を評価する。
- ・各団体の推奨単位以上の取得があれば0.5点の加算とする。
- ・平成29年度から、試行として土木一式工事及び舗装工事を対象とする。

イ ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証（「企業の信頼性・社会性」に関する項目）

- ・浜松市のワーク・ライフ・バランス等推進事業所に認証された企業を評価する。
- ・各案件の入札参加資格確認申請書提出期限日時点において、認証されている企業を対象に、0.5点の加算を行う。

(3) 適用日 平成29年4月1日以降に契約する案件から適用する。

※平成29年3月24日以降に公告する案件が該当

※(2)の適用日について、平成28年9月1日付通知で平成29年4月1日以降に公告する案件としたが、上記の通り早期適用する。

(お問い合わせ先)【制度全般】 調達課 工事契約グループ TEL053-457-2176

【総合評価落札方式の「企業の技術力」に関する評価】

技術監理課 技術企画グループ TEL053-457-2813